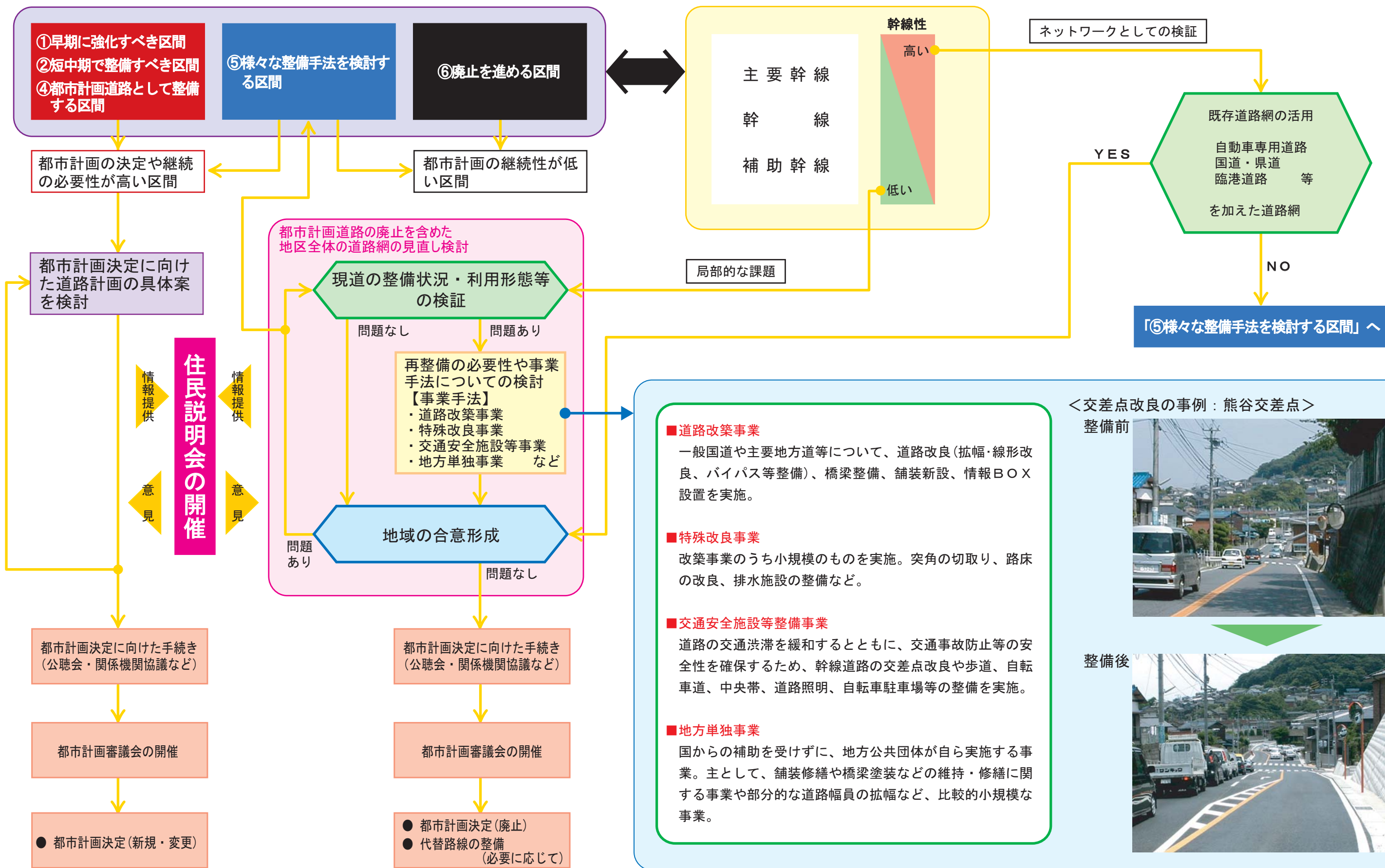


□ 今後の取り組み

今後3～4年で取り組むべき区間については、以下の手順を基本として、地域住民との意見交換を行いながら、都市計画決定（新規・変更・廃止）に向けた手続きを進めていく。



- **道路改築事業**
 一般国道や主要地方道等について、道路改良（拡幅・線形改良、バイパス等整備）、橋梁整備、舗装新設、情報BOX設置を実施。
- **特殊改良事業**
 改築事業のうち小規模のものを実施。突角の切取り、路床の改良、排水施設の整備など。
- **交通安全施設等整備事業**
 道路の交通渋滞を緩和するとともに、交通事故防止等の安全性を確保するため、幹線道路の交差点改良や歩道、自転車道、中央帯、道路照明、自転車駐車場等の整備を実施。
- **地方単独事業**
 国からの補助を受けずに、地方公共団体が自ら実施する事業。主として、舗装修繕や橋梁塗装などの維持・修繕に関する事業や部分的な道路幅員の拡幅など、比較的小規模な事業。